

やめましょう廃棄物の野外焼却

平成13年(2001年)4月1日から廃棄物の野外焼却(野焼き・小規模の廃棄物焼却炉による焼却)は、禁止となっています。

野外焼却は、灰が飛散し、煙の臭いが洗濯物に付着するなど、近隣の迷惑となります。また、火事につながることもあり、大変危険な行為となります。

小規模の廃棄物焼却炉(火床面積0.5㎡未満であって、焼却能力が1時間当たり50kg未満のもの)の使用は、認めておりません。

以下のように、焼却行為の禁止制限から除外される行為もあります。

伝統的行事および風俗慣習上の行事(どんど焼き、お焚き上げなど)

学校教育および社会教育活動(キャンプファイヤ、焼き芋など)

市長が特にやむを得ないと認める場合(災害時の応急対策など)

ただし、上記 ~ に該当する場合であっても、時間帯や風向きを考慮するなど、近隣に迷惑をかけないための配慮が必要です。なお、苦情があったときは、中止していただく場合があります。

同じ地域に暮らす人たちが、お互い気持ち良く生活ができるように、ご理解とご協力をお願いいたします。



問合せ先
八王子市環境部環境保全課
大気汚染対策担当
042-620-7217

木の枝や落ち葉の処理方法について

家庭から出る木の枝は資源物、落ち葉や草は可燃ごみとして出すことができます。
以下の要領でお出しいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

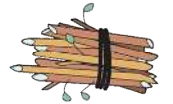
木の枝（資源物）・・・申込制（無料）

1回10束まで

【出せるもの】ご自宅で剪定した木の枝（葉が付いたままでも出せます）

【出し方】 ひもで束ねる。束の大きさ：長さ100cm×直径30cm以内

【申込方法】 木の枝収集受付ダイヤル 042-682-1990 に申込



落ち葉、草花、芝、資源化できない枝・・・可燃ごみ（無料）

【落ち葉、草花、芝の出し方】

45以下の透明・半透明の袋に入れて収集日に出す。

草や芝を出すときには、土を落としてください。

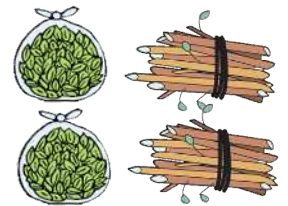
【資源化できない枝の出し方】

1本あたりの太さ5cm以内、長さ100cm以内に切る。

ひもで束ねて（直径30cm以内）収集日に出す。

収集日は「ごみ・資源物収集カレンダー&出し方」でご確認ください。

1回2袋、2束まで



大量に出したい場合（有料：10kgにつき350円）

【出し方】 予約した清掃工場へ直接持ち込み（戸吹・館クリーンセンター）

【申込方法】 粗大ごみコールセンターへ予約 0570-550-530（ナビダイヤル）

042-696-5377

インターネットからも予約できます。

問合せ先

・野外焼却禁止に関すること

平日の昼間	環境保全課	042-620-7217
夜間・休日	八王子消防署	042-625-0119（代表）
	八王子警察署 生活安全課	042-621-0110（代表）
	高尾警察署 生活安全課	042-665-0110（代表）
	南大沢警察署 生活安全課	042-653-0110（代表）